

居住サポート住宅の概要

国土交通省と厚生労働省の共管

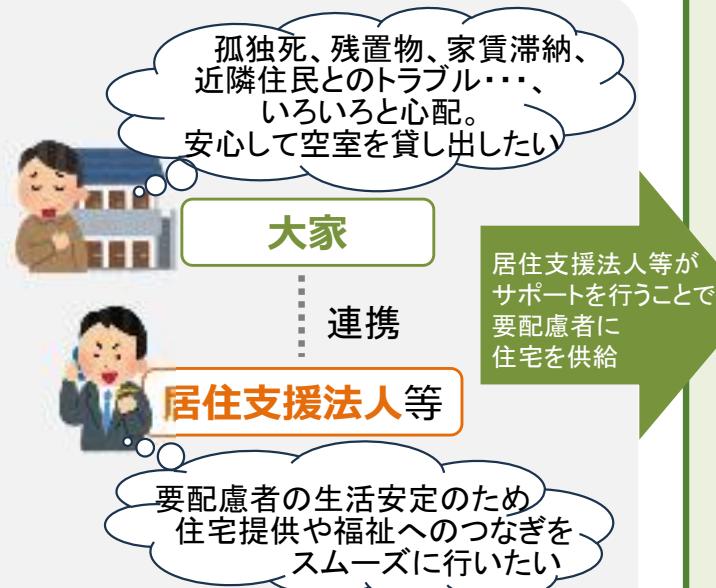
居住支援法人等※が大家と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り

③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ 行う住宅(居住サポート住宅)を創設

※ サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外でも可能

供給体制等



手続

- 市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、**計画を認定**

特例

- 入居する要配慮者については**認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け**
- 入居者が生活保護受給者の場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付を原則化**

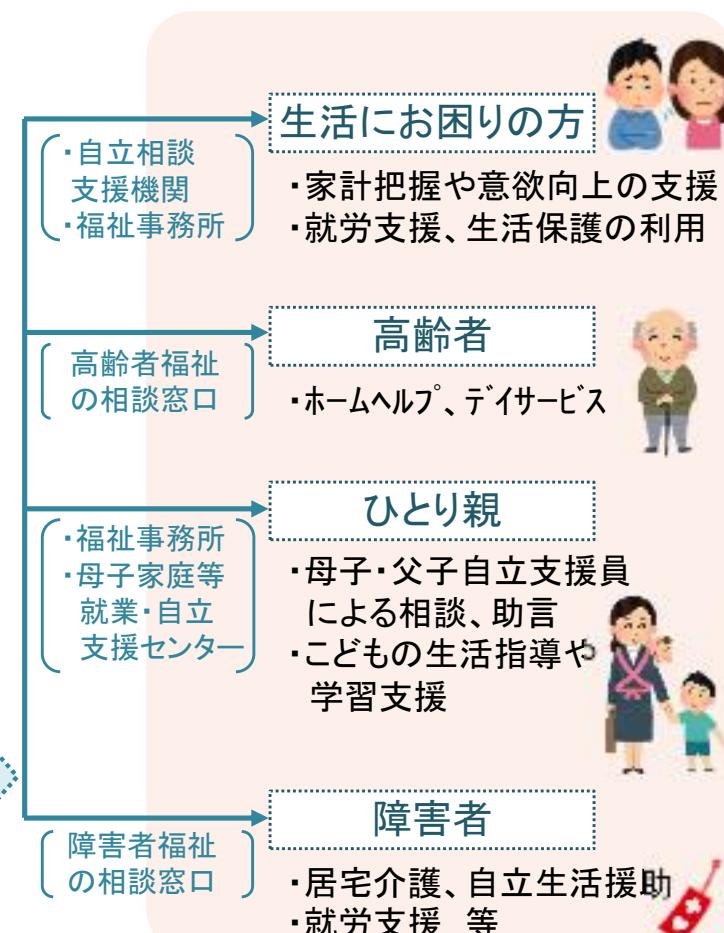
支援

- 改修費、家賃低廉化等の補助

居住サポート住宅



つなぐ福祉サービス(例)



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ

※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合
自立相談支援機関にて受け止め